

充実した総合法律支援を実施するための
方策についての有識者検討会
第6回会議
議事録

第1 日 時 平成26年6月3日（火） 自 午前 9時30分
至 午前11時32分

第2 場 所 法務省1階共用会議室

第3 議 題 （1）DV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者に
対して、適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消
するための方策について（その2）
（2）その他総合法律支援の実施に関連する事項

議

事

○伊藤座長 おはようございます。ただいまから有識者検討会第6回会議を開催いたします。

皆様方、御多忙のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、法テラス相原事務局長から、前回の検討会における法テラスの説明に関して発言が求められておりますので、よろしくお願いいたします。

○相原事務局長 相原でございます。前回の有識者会議における常勤弁護士総合企画部長外山の発言につきまして、少し言葉足らずの点がございまして、発言の趣旨について誤解を生む可能性がある部分がございましたので、補足して説明させていただきます。

その部分は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程第5条の解釈に関する説明の中で、スタッフ弁護士は、事件処理の内容はもとより、ある事件を受任するかどうかについても、職務上の命令には含まれないと取り扱われているという部分でございます。

御案内のとおり、スタッフ弁護士制度は、地域的な弁護士の偏在あるいは採算性等の理由から、受任者を見出すことが困難な場合に備え、あまねく全国において総合法律支援を実現するためのいわばセーフティーネットとしての位置づけで制度化されたものでございます。また、スタッフ弁護士の採用過程におきましては、このようなスタッフ弁護士の位置づけについて十分に説明し、その点に関する理解を得た者のみを採用しております。そのため、スタッフ弁護士は、法テラスの所長・支部長から配填を受けた事件については、自己の裁量で担当するかどうかを自由に決めるものではありません。スタッフ弁護士は、配填された事件をできる限り担当する義務があると整理しております。もっとも、スタッフ弁護士が配填された全ての事件について受任義務があるかといいますと、必ずしもそうではなくて、例えば事件受任がふくそうしていて、つまり集中して重なったりしていて、当該事件を担当することが時間的に困難であるとか、そのスタッフ弁護士の知識・経験からしますと、配填された事件の処理に著しい困難が予想されるなどの特別な事情がある場合には、結果として受任に至らないケースもあり得ると考えております。したがって、スタッフ弁護士に対しては、このような特別な事情がある場合を除いては、配填された全ての事件の依頼者に寄り添い、その法的問題の解決のために当該事件を担当する義務があると御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ただいまの相原局長からの補足的な御説明ですが、何か御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入りまして、まず配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 事務局から配付資料について御説明いたします。

資料1は、本日御欠席されます佐藤委員から提出された、DV・ストーカー等被害者に対する法的支援についての意見書でございます。

意見書の要旨を御説明申し上げます。

警察への被害届の提出、相手方への警告、裁判所への保護命令の申立て等、DV・ストーカー

一被害者の身体・生命の安全を確保する上で、弁護士がなし得ることは多い。DV・ストーカ一被害を早期に察知し、実効的に対応できる環境を整えるため、DV・ストーカ一被害者に対する援助制度を導入すべきである。

DV・ストーカ一被害者に対する援助制度を導入することは、弁護士が行い得る法的支援の可視性を高める。そのことにより、関係機関にとって弁護士がより利用・紹介しやすい資源となり、関係機関と弁護士との連携が従来にも増して強化・促進される効果が期待される。

また、DV・ストーカ一被害者に対する援助制度の導入は、市民社会の制度である弁護士が従来にも増して大きな役割を引き受けることによって、一方で、必要な場合には警察の適切・適時の介入を促し、他方で、警察の介入を適切な範囲にコントロールし得る役割も果たし得るものであり、警察と社会の適切な役割分担の観点からも望ましい結果をもたらすと考える。

具体的な制度設計に際しては、DV・ストーカ一行為は常に被害者の身体・生命等の重大・深刻な危機に発展する可能性をはらむことを踏まえ、被害の早期の察知、迅速な対応を誘導することを基本とすべきである。

DV・ストーカ一被害者に対する援助の根拠（保護される利益）は、当事者の身体・生命等の安全であることを改めて認識することが重要である。具体的な制度設計として、相談・援助は無料とし、資力要件も課すべきではない。

DV・ストーカ一被害者に対する援助としての代理援助・書類作成援助の範囲は、DV・ストーカ一被害者の身体・生命等の安全確保に関連する事務とする。具体的には、警察への被害届の提出、相手方への警告、裁判所への保護命令の申立て等が典型的に含まれる。

DV・ストーカ一被害者の身体・生命等の安全確保に関連する事務についての代理援助・書類作成援助は給付制とする。DV・ストーカ一被害者には未成年者も少なからず含まれることも考慮する必要がある。

離婚、財産分与、親権、面会交渉、損害賠償等の手続は民事法律扶助制度を利用することになるが、離婚手続等一連の事務も、DV・ストーカ一被害者への法的支援としては連続的に必要であることに鑑み、DV・ストーカ一被害者援助から民事法律扶助への移行が円滑となるよう所要の配慮を行う。DV・ストーカ一被害者の実情を踏まえ、資力の疎明、償還猶予・償還免除等の柔軟な運用を行うべきである。

DV・ストーカ一被害者に対する援助制度が実際に期待される効果を発揮するかは、質量ともに十分な精通弁護士を確保できるかに大きく依存する。弁護士会、法テラス、法科大学院等の関係機関には、精通弁護士の質及び量の確保に向けた努力を期待する。

以上、DV・ストーカ一被害者に対する法的支援の必要性及び制度設計を述べたが、身体・生命に対する重大・深刻な危機を早期に察知し、適切に対応する必要は、児童虐待・高齢者虐待にも当てはまる。

意見書の内容は以上でございます。

資料2でございますが、細田委員からの質問書でございます。内容は、法律専門家を地域包括支援センターの非常勤職員として採用することの可否についてでございます。これについて、厚生労働省に確認したところ、以下のとおりの回答を受けております。

弁護士を地域包括支援センターの非常勤職員として採用する、あるいは地域包括支援センターが法テラスの弁護士の派遣を委託するといった仕組みをとることは、介護保険法の地域包括支援センターの規定に禁止・制限する規定がないという意味においては、法的に可能である。

ただ、地域包括支援センターは、介護保険制度に基づき運営されているものであり、介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業の中の取組の一つで、地域支援事業の事業規模は、介護保険法施行令第37条の13で介護給付・予防給付費の3%を上限とすると規定されている。

このような制約の中、介護保険の負担者である被保険者及び住民への説明責任との関係では、最小のコストで最大の効果、すなわち介護サービスを提供しているかということがポイントとなる。

また、地域包括支援センターの職員の配置については、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門職員の専門3職種を原則としており、必要性に応じてその他の医師や弁護士等の専門家の配置を検討していくことになる。したがって、実際に地域包括支援センターの非常勤職員として採用するかどうかなどについては、そのニーズがどの程度まで高まっているかとの相関関係で決まるものであり、現状においては費用対効果の点から行われていないのが実態である。ただ、必要に応じて地域包括支援センター職員が弁護士から法的助言を得るということは現在も行っているところ、実際にはスポット的に相談に応じてもらい、謝金を支払うなどの運用を行っている。

以上でございます。

資料3は、スタッフ弁護士に関して先回欠席されました洲上委員からの意見書でございます。

資料の説明は以上でございます。

○伊藤座長 ただいまの中で、洲上委員の意見書の内容は説明があったとおりでございます。そこで、DV・ストーカー被害関連の検討が終わった後、補充して説明をいただきたいと思えます。

よろしければ、本日の会議の議題について申し上げます。お手元にお配りした議事次第にございますとおり、皆様方に御検討いただく主な議題は2つございます。1点目は、DV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者に対して、適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策についてでございます。2点目は、その他総合法律支援の実施に関連する事項についてでございます。

以上の2つの議題につきまして、詳しい説明を事務局からお願いいたします。

○松井参事官 本日の議事についてでございますが、4月25日に開催されました第3回会議に引き続き、DV・ストーカー等被害者に対する法的援助のあり方について、御協議いただきたいと存じます。その後に、総合法律支援の充実に資すると考えられる事項で、本日までの検討会において御協議いただけなかった事項あるいは補充して御発言をしていただける事項につきまして、委員の皆様から御自由に御意見をいただければと考えております。

以上でございます。

○伊藤座長 よろしければ、事務局から説明があった順に議事を進めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(各委員了承)

それでは、そのように議事を進めたいと存じます。

ただいま説明がございましたが、第3回の検討会では、DV・ストーカー等被害者に対する法的援助につきまして、警察庁から現状を伺い、そのほか、被害者を支援する団体の方々、被害者支援に尽力されている弁護士の方などからの御説明内容は大変関心の深いものでござい

して、またそれに関して委員の皆様方から多くの御質問、御意見を頂戴いたしました。ただ、その当日は時間が十分でなかったために、主に質疑応答で終了いたしまして、意見交換につきましては本日の議題としたわけでございます。そこで、前回の説明やそれについての御質問等を踏まえまして、本日は皆様方から闊達な御意見をいただきたいと思いをします。

大きく分けますと、運用改善でこういった類型の被害者の法的ニーズに応えることができるのか、さらに進んで、こういった類型の被害者に対する国の制度としての法律サービスのあり方について、支援する被害者の範囲、当該類型の被害者に対する法律相談のあり方、弁護士による援助のあり方について、さらに当該類型の被害者支援に精通した弁護士を適切に選任する体制整備のあり方とが、課題として整理されておりますので、そういったことも意識していただきながら、皆様方の自由な御意見を頂戴した上で、それを取りまとめる方向に進みたいと存じますので、委員各位の御意見を承りたいと存じます。

どなたからでも結構でございます。よろしくお願いいたします。どうぞ、平川委員。

○平川委員 おはようございます。私は、DV・ストーカー等被害者支援を長期にわたって行ってまいりました。その視点から御意見を申し述べたいと思います。少し長くなるのかもしれませんが、よろしいでしょうか。

○伊藤座長 どうぞ。

○平川委員 まずは支援の現状についての再確認から始めたいと思います。

私は民間のシェルターにおいてDV・ストーカー等被害者支援を行ってきましたが、第3回の会議でお示しした資料のとおり、その支援内容は、まずは被害女性と子供の安全と安心感の確保にあります。加えて、シェルター対処後に、地域で再被害に遭うことなく、安全で健康に被害者の方々が暮らしていくための長期的な展望、私たちはこれを3年以上と考えているのですが、その展望を持った総合的な支援です。総合的支援とは、被害者と関係機関をつなぐコーディネート、私どもはアドボカシーと呼んでいますが、それと心のケアを含む自立支援の2つから成っています。この総合的支援による被害者対応の流れは、福祉事務所の婦人相談員からの電話相談をもらうことから始まり、シェルターへの緊急保護、保護直後の医療対応、保護命令申立てのしるし、発令後には警察、警視庁、各警察署と連絡をとり合います。あるいは福祉事務所と連絡をとり、子供が近親姦被害に遭っていた場合などには、児童相談所への緊急通報も行い、必要な連携、会議を開催し、情報をお互いに共有しながら対応について検討を行っています。また、シェルター退所後の居所の設定、あるいは法的解決のための司法支援、子供の就学援助、行政窓口への各種手続など、多岐にわたるサポートが支援内容となります。

このような多岐にわたるサポートが必要な理由は、この間、第3回の会議でも支援者の方からお話がありましたように、この被害がDV・ストーカー等事案がどちらも生命の危険を伴う暴力であり、犯罪行為であるからです。シェルターに避難した被害者に対して、夫からは頻回のメールによるつきまといや、搜索願が警察に出されるのは言うまでもないことですが、被害者の実家や友人への問合せ、あるいは、シェルターを含めてなのですが、相談機関への探りを入れるための連絡も多くなります。これらの行為は被害者を強烈的な恐怖に陥れ、急性期ストレス障害の症状の一つであるフラッシュバックの引き金になります。DV被害者が暴力のある場を離れようとして、誰かに相談を開始したり、家を出た場合につきまといに伴う危険が最も高くなるという特徴を持っていますが、この特徴は、深刻な被害に進展するストーカー事件に通じることを示しています。

こうしたDV・ストーカー等被害者の適切な法的支援がどのようにあるべきかについてですが、まず1番目に、この類型の被害者に対する支援は、警察以外に弁護士による支援窓口をつくれば足りるという話ではないように思います。必要なのは、この類型の被害者支援に当たる全ての関係機関、例えば警察、被害者支援団体、児童相談所、弁護士、医療機関、福祉事務所等が連携し、全体で共同して支援に当たることであり、被害者がいつでもどこに駆け込んでも、支援に当たる全ての機関につながるという、いわばワンストップの形態を構築する必要があります。例えば、被害者が警察に駆け込んだとしたら、ワンストップ支援センターのコーディネーターが、弁護士も、被害者支援団体のスタッフも、必要な人全てを集めて、皆が同じ席に着き、被害者の話を聞き、その支援策を検討するという流れになります。アメリカ西海岸では、警察、弁護士、医療だけではなく、裁判所もビデオリンクでこのワンストップサービスに参加するセンターができており、これを利用して緊急保護命令が発令される仕組みができています。ちなみに、日本にはこの緊急保護命令制度はありません。我が国では、このような連携は、その一部が地域の草の根レベルで行われていますが、その広がりにも限界があるし、担当者が異動してしまうと、そのパイプが途切れてしまうこともあります。そのために、組織的レベルでの連携を構築していくことが必要だと思います。このように、ワンストップによる支援を実現していくことが、その類型の被害者に対する支援としての一つの目標となることが可能ですが、この仕組みをつくるに当たり、精通弁護士がこの仕組みにかかわっていけるような制度を考えていかなければならないというのが、今回の会議での検討事項であるとするならば、私の考えは次のようになります。

現状の法テラスや日弁連による被害者支援では、弁護士がこの分野にかかわるに当たり、制度的にさまざまな問題があると思います。例えば、法テラスの制度には、資力要件があります。ワンストップによる支援体制においては、援助を求めてきた被害者に対して、その資力の有無にかかわらず、援助を迅速に開始する必要があります。そもそも、DV防止法には、被害者支援は国・地方公共団体の責務とあり、法的解決のための支援についても国費とすべきだと思っています。資力要件を取り外し、償還の免除を取り決めるようにしてほしいと思います。

また、再被害を防止し、生命等を守る上で必要な支援であることを考えると、国民の生命財産を守るのは国の責務であることからすれば、資力のあるなしで支援をするかしないかに差を設けることがあってはならないし、加えてこの類型の被害者は、夫婦げんかや恋愛のもつれといった個人的な問題ではなく、社会構造から生じる問題の犠牲者であるという観点から、この支援に係る弁護士費用も公費にすべきだと考えています。ワンストップによる支援体制を構築するとともに、この支援を確実に機能させるためにも、この類型の被害者が再被害に遭うことを防止し、生命を守るための法的支援体制について整備していく必要があると考えています。

以上の前提として、次に国の制度としての法律サービスのあり方について述べます。まず1番には、支援する被害者の範囲についてなのですが、対象となる被害者の範囲を検討する必要があります。最近になり、リベンジポルノあるいはデートレイプドラッグなどがメディアでも取り上げられるようになってきました。ソーシャルネットワークや薬物乱用が社会現象となっていますが、この現象は性犯罪・性暴力被害にも深刻な影響を与えています。あるいは、性暴力被害者の半数は20歳未満の子供であるため、子供の性被害やポルノ被害を防止するためにも、子供のころからの安全教育を推進すること、加えて、性暴力・性犯罪被害に遭った場合には、被害直後からの産婦人科医療の提供や、被害届・告訴の際の弁護士による専門的で適

切な援助がぜひとも必要です。もちろん、この被害への支援に際しても、ワンストップ支援センターに常駐する、コーディネート機能を担うキーパーソンの存在が重要な役割を果たすことは言うまでもありません。また、性暴力被害のその他として、監禁状態にされ売春を強制される人身取引被害あるいは高齢者虐待の被害者に関する支援においても、高度の専門性を持った弁護士による援助が必要です。つまり、この対象の範囲を拡大する必要を感じております。

次、2番目に、無料法律相談が必要だということです。これは前に述べましたので、省略します。

それから3番目に、精通弁護士の養成といいますか、そのことについて述べたいと思います。現状においては、残念ながら私たち被害者支援に携わる者が本当の意味で信頼できる弁護士というのは、多くはないと思います。法的サービスから社会的に排除された被害者にとり、例えば家を出るなら子供を置いていけと言われてたり、慰謝料・財産分与は請求しないという文書を書くように強制される人もいます。性風俗で稼いだお金を全て夫が管理するので、現金は持ったことがないという女性もいます。深刻な暴力から逃げ出すこともできないままに暴力が常態化しており、生命の危険を伴う中で暮らしながら、自尊心や自分らしさを喪失していく被害者も多くいます。こうした被害者が精神科では解離症状とか妄想など精神障害の診断を受ける人も多くいます。こうした類型の被害者は、協議離婚書類が偽造されることも多く、非常にデリケートな状況にいるわけで、弁護士なら誰でも任せられるという種類の被害ではないように思います。精通弁護士には、ジェンダーの視点を持って、被害当事者の権利擁護と回復のために、裁判官を説得する役割を担い、女性の人権にかかわる判例を日々被害当事者の立場から書きかえていく力を持ってほしいと私どもは考えています。こうした精通弁護士の養成は緊急の課題であり、支援現場と緊密に連携した実践的研修ができるように工夫する必要があると思います。しかし、この点については、弁護士さん個人の善意に委ねるのではなく、養成のための仕組みをつくる必要があります。例えば、司法修習のプログラムの中にDV・ストーカー等事案の研修あるいはジェンダーイシューに関する研修を義務づけることもいいかと思います。また、何よりも、法科大学院で女性の人権についての講義やゼミナールを増やす試みが必要ではないかと思っております。また、精通弁護士や法テラスのスタッフ弁護士は、ワンストップ支援サービスにかかわる必要があるため、そのかわり方についての養成も大きな課題となります。養成には、ベテランの弁護士と経験の蓄積のない弁護士が複数受任の形をとって、事件を通して実践的な育成が始まるよう取り組むという形をつくる必要があるように思います。もちろん、弁護士の安全確保のための複数受任は有用だろうと推測されます。

以上が弁護士さんへの要請という言葉で申し上げていいかわからないのですが、こういう精通弁護士さんであってほしいということを述べました。

それから、その弁護士さんたちに期待する具体的な支援についてなのですが、捜査機関に告訴状などを作成・提出したり、加害者と交渉する場面において、ぜひ活動してもらいたいと思っております。例えば、警告などの内容証明を送付したり、仮処分や保護命令の申し立て、調停申立てなどの支援、保護命令の構成要件を欠く事案の場合の安全対策などについてです。私たちが求めているのは、ともに考え、ともに動いてくれる弁護士です。

ストーカー事案については、警察だけしか対応できないという現状に関する大きな問題点があります。また、ほかにも警察だけでは漏れる事案があります。DV・ストーカー事案はどちらも親密な関係の間における暴力、力による支配であるため、被害者は警察への相談や通報を

ちゅうちょすることになったり、また警察沙汰にすると報復される恐怖を感じたり、家族を事件の巻き添えにしたくないという不安などをもちます。また、あざやけがの写真、壊された家具など室内の写真、けがや精神症状に関する診断書、陳述書の作成のための記録、保育園や保健所、救急車に乗った記録、相談機関などへの相談記録が残っている場合には情報開示を申請する等、証拠をそろえる必要がある場合には、弁護士さんの力は非常に大きなものになります。こうしたことを踏まえても、弁護士への相談は被害者にとってやりやすいことが最も重要ではないかと思っています。

被害直後あるいは初期からの支援の必要性をシェルターの支援経験から述べさせていただきました。シェルターに来る方たちはもう既に遅いのです。余りにも、今そのなかのほんの一部を申し上げましたけれども、危険であったり、体をけがしていたり、肋骨は何度折れたかわからないといったこと、それから脳挫傷とか、目の下の骨が骨折させられたりとか、さまざまな困難な状況を抱えています。そうした方たちが被害にあう大きな暴力事件は結婚2～3年後に起こることが多いといった統計がとれています。そうすると、その一番最初の事件のときに、何らかの介入をする必要があり、そのあたりの時期に弁護士さんのお力を借りたいと思っています。

以上です。非常に長くなりまして申しわけありません。

○伊藤座長 ただいま平川委員からは、法的支援のあり方、関係機関との連携、早期の支援、そして被害者の範囲の拡大、費用の無料化など、多岐にわたるDV・ストーカー被害及びそれに関連する事項に関して御発言がございました。それでは、他の委員から、ただいまの点に関してでも結構ですし、それ以外の点でも結構でございますので、よろしく御発言をお願いいたします。どうぞ、淵上委員。

○淵上委員 佐藤委員の意見書と平川委員の意見書に基本的に賛成いたします。若干、佐藤委員の意見書に補充させていただければと思っています。

まず一つが、子供の権利でございます。平川委員もおっしゃったように、DV・ストーカーの被害者には、未成年者も多数含まれるという点でございます。前回、私は4月の段階では出席できませんでしたので、その部分は意見書で出させていただきました。お手元の資料の第3回有識者検討会の資料6でございます。

第1の複数選任の件につきましては、議事録を読ませていただきますと、いろいろ意見が出ていたかと思いますが、子供について、現在の民事法律扶助では、子供に対する虐待を防止するということで民事扶助が活用できないという面を御説明させていただきます。民事法律扶助制度はあくまでも契約というものが前提となっておりまして、この場合には行為能力が必要とされておりまして。さらに、未成年者が締結した契約に対しては、虐待側の親権者の取消権が認められており、この契約が取り消されてしまえば、弁護士に対する委任ができないということになります。つまり、幼い子供は契約自体ができない。一定の行為能力があつて、契約ができたとしても、親から取消しをされてしまうということが前提となります。また、当然、未成年者に関しましては、償還義務の問題が残っておりますので、この償還義務というところがネックになってまいります。子供に対する虐待という側面では、やはりこの制度というものを対象にするということが必要だと考えております。

ただ、佐藤委員から、緊急時の対応を弁護士の仕事として、今回の新しい制度の中に取り込むという話がございました。ただ、その点につきましては、子供の場合、親権の停止、管理権

喪失、養親の場合は離縁とか、法的手続は不可欠になります。これは民事法律扶助でやれば良いといっても、民事法律扶助は対象となりません。そういう意味で、このような法的手続までも子供の場合は含まれるべきではないかと考えております。

それから、佐藤委員の意見書では、高齢者虐待についてコメントをいただいております。高齢者虐待というもののみならず、恐らく障害者虐待についても同じ視点でおられると思っております。そういう意味で、高齢者虐待・障害者虐待と同様に、一定の範囲では対象とすべきだと思います。ただ、高齢者・障害者の虐待法における理念と今回の犯罪被害者の理念とが全て一致するかというところもございますので、それぞれ高齢者・障害者支援事業と今回のDV・ストーカー等の事業との役割分担というものが必要なのではないかと考えております。

以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

虐待についても支援の対象とするという前提に立ちながら、特に未成年者あるいは子供に関しては、その支援について、契約の問題あるいは費用の償還の問題など、特有の事情があるという御指摘、それに加えて高齢者・障害者についても支援の対象とすることを前提としながら、また、その特質に応じた検討をする必要があるのではないかと御意見と私は理解いたしましたが、どうぞ他の委員の方、御意見をお願いいたします。では、和田委員からお願いします。○和田委員 これまでの委員の皆さんの御発言と重なるところがあるかもしれませんが、本件の論点について意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、今回論点となっておりますDV・ストーカー等被害に遭われている方へどのような法的支援をしていくべきかということについて、これまでのヒアリングにおいていろいろな専門家の皆様からの御指摘を踏まえますと、DV・ストーカーというのはどんどんエスカレートしていくという性質を持っていると思うのですが、そういうものに対して、今の仕組みはタイマーに使える部分があるのではないかと御指摘があったと理解しております。そういう意味では、被害予防をきちんとしていくという観点からも、その被害の入り口にあるような方もきちんと救えるような制度というものを考えていくべきであると考えております。

特に、先ほど渚上先生からも御指摘があったように、未成年者についてなのですが、このようなDV・ストーカーの被害に遭う方の中には未成年者も非常に多く含まれると思うんですけれども、特により保護や支援の必要性が高い未成年者に対して行き届かない制度であってはならないと思いますので、今回、制度を検討するに当たっては、助けが必要な未成年者を保護できるような制度としていただきたいと思いますし、制度が作られた後も、実際の運用に当たっても漏れがないように配慮していただきたいと思いますと考えております。

続いて、この支援の対象とすべき被害者の範囲ですが、今DV・ストーカーという言葉を使っているのですが、それがDV防止法とかストーカー規制法で定義されている被害者に限定されるということだと、狭過ぎるのではないかと考えております。DVという言葉はドメスティック・バイオレンスということで、まさに家庭内で行われるものです。赤の他人との間で起こるような犯罪であれば、ある程度外に出てきて顕在化して、防止することも可能になってくるかもしれませんが、その家族の間であったり、あるいは交際している間柄であったりすると、なかなかその問題が水面下に潜ってしまって、外に出てこないということがあるかと思っております。今回このような事例に対して法的支援を考えるのであれば、いかにそのような問題を早期に顕在化して救いの手を差し伸べることができるかということが必要であると思っております。実際に命

にかかわるような問題でありますので、この検討会としては、ぜひそのあたりについて十分目配りをするような制度を考えていく必要があるのではないかと考えております。

特に、また子供の話になりますけれども、子供の場合は、親に精神的にも肉体的にも、それから生活面においても、あらゆるところで親に頼らざるを得ないような状況にある中で、配偶者の方に対する虐待はもちろん問題なんですけれども、成人である配偶者の方以上に子供というのはその助けがより必要なのではないかと考えております。ですので、この支援対象については、子供についてはぜひしっかりと入れていただきたいと考えておりますし、家庭の中で弱い立場にある人ということですので、子供に限らず、先ほどから御指摘があるような高齢者あるいは障害者の方も当然支援の対象とすべきではないかと考えております。

先ほど、高齢者・障害者の支援事業と今回検討しておりますテーマとの関係についても御指摘がありましたけれども、そことうまく役割分担しつつ、うまく連携していくような、恐らく虐待に遭っていて、それに対する法的支援と、虐待に遭っていないかもしれないけれども困っているというところの延長線上にあると思うのです。そこについて、うまくきちんとつながって、途中で漏れてしまうようなことがないように、制度設計においてはその連携についてもよく考えていただきたいと考えております。

それから、このようなDV・ストーカー等の「等」というところが大事だと思いますが、こういう被害について、どういう支援の形があり得るかということなのなんですけれども、まず法律相談というのはこういう問題については非常に重要ではないかと考えております。先ほど何人かの委員の方からも御指摘があったように、この問題をいかに早く察知して予防につなげていくかということからすると、法律相談の最初の窓口はできるだけ広く広げていく必要があると思います。また、実際にその人に原因があるわけではなくて被害に遭っている方に対して、費用まで負担させるのは非常に不合理であると思いますので、せめて最初のアクセスである法律相談については無料にすることによって、その相談の敷居をできるだけ下げて、法律専門家によるサポートにスムーズにつなげていくことが大事であると考えております。

それから、法律相談以降の代理援助や書類作成援助のような支援のあり方についてですけれども、被害に遭ったことについて、被害者がその分の金銭的負担までしなければいけないというのは不合理であると考えておまして、この法律援助を受けたとしても、それによって被害者が経済的なメリットを受けるわけではないということから考えますと、やはり給付制というのを考えていくべきだと考えております。特に先ほどから指摘している未成年者とか高齢者あるいは障害者の方でありますと、金銭的・財政的に非常に苦しい立場にある方が多いと思われるので、その方について確実に給付という形で支援の手が差し伸べられることは大事ではないかと考えております。財政的な問題もあるとは思いますが、犯罪が起きてから被害回復のために国のお金を使うよりは、未然に被害を防止することにお金を使うほうが、同じ国のお金を使うにしても、より意味があるのではないかと考えております。

そのように、財政的な支援も必要だと考えてはいるのですが、ただ一方で、その財源というものには限りがあるものですから、本当に資力がない人をきちんと救えるようにするためには、一定の資力要件を課すということは考えざるを得ないのではないかと考えております。ただ、その際の資力要件が民事法律扶助と同じでいいのかどうかということは考える必要があると思っております。例えば、同じように、被害者のための制度である国選被害者参加弁護士の選定の際の資力要件なども参考に、資力要件については、見直しといいますか、できるだけ高いバ

一を設定し、より多くの方がその資力要件を満たして、財政的な不安なく支援を受けられるようにすることが必要であると考えております。その際、その資力要件を満たした方については、償還ではなくて、やはり給付ということが大事であると考えております。特に、先ほども未成年の話をしておりますけれども、未成年の方が給付ではなく償還であるということになってしまいますと、同じ支援であっても、将来にわたって、自分が被害に遭ったにもかかわらず、そのお金をまた一生懸命働いて返していくというのは非常に酷だと思いますので、ぜひそのような未成年者については確実に給付になるような制度の仕組みを考えていただきたいと思います。

一定の給付の仕組みをつくった上で、資力要件を満たしていない方であっても、例えばDV被害に遭っているので新しく生活をスタートしたいというときには一定の財政の基盤が必要であると思いますので、生活再建のために一定の猶予の時間というのはあってもいいのではないかと考えております。ですので、給付要件を満たさない方であっても、またそういう方々に対して弁護士費用等を立て替えるような制度も付け加えて考えていく必要があるのではないかと考えております。

それから、長くなってしまって恐縮ですが、精通弁護士をどうやって増やしていくかという課題についてですが、法テラスのスタッフ弁護士の方や、ひまわり公設事務所の弁護士の方のように、スタッフ弁護士というか、そういう精通した弁護士の方をどんどん全国的に広げていく仕組みというのは非常にいいことではないかと考えております。特に法テラスなどは、任期制で、一定程度の経験を積んだ方が次の任期には別の任地でまた活躍されるということは有効であるのではないかと考えておりますが、ただ、それでは時間がかかり過ぎるのではないかと思います。そこで、弁護士会、日弁連などでの研修を充実させていただくということも必要であると思いますし、あと一つ、司法修習の期間中には選択型実務修習というものもあると思うんですけれども、そのメニューの中に、ぜひ法テラスでの活動あるいはそれに類似する今回話題になっているDV・ストーカーの被害を防止するようなNPO・NGO等での研修というものも場合によってはメニューとして増やしていくことによって、できるだけキャリアが浅い方であっても、少しでもそういう目配りができるようなノウハウを積み、経験を積めるような機会を増やしていただきたいと思いますと考えております。

それから、弁護士の方でなければできないいろいろな支援というのは当然あると思うのですけれども、どこまでを本当に弁護士の方をお願いしなければいけないのかということは十分区分して考えないといけないと考えております。DV・ストーカーの被害者の支援を行っているいろいろなNGO・NPOの方たちからすると、できるだけ親身になって支援してくださる弁護士の方が多いに越したことはないと思うんですけれども、その弁護士の方の奉仕精神に頼ってそういう支援を充実させていくというだけでは持続的な制度にならないと考えておりますので、ジュディケア弁護士の方も含めて、このようなDV・ストーカー被害の防止にかかわる法律支援を行うような弁護士の方たちの法律家としての業務に対しては、一定額あるいは低額であったとしても、報酬がつくような仕組みをつくるのが、こういう問題にかかわってくださる弁護士の方を増やすためには必要ではないかと考えております。

とりあえず、以上でございます。

○伊藤座長 それでは、どうぞ、田邊委員、お願いします。

○田邊委員 佐藤委員の意見書や各委員のご意見に基本的に賛成です。

確認的に申し上げます、犯罪被害者、特にDV・ストーカーの関係では、入り口は広くとい

うことです。また、生命・身体等の「等」の中に名誉も含まれるのではないかと。先ほど平川委員のお話にもありましたが、ネット社会になって、未成年者も含めてユーチューブ等を使用したりベンジポルノ等の被害に遭う場合に、弁護士が関与して第三者に対し削除を求めたり、警告をするなどの緊急対応の必要性は大きいと思います。解釈・運用の問題かもしれませんが、これらも射程に入れていただく必要があると思います。

複数受任の必要性という点も、そのとおりだと思います。精通弁護士の養成は座学だけでは足りませんので、OJTが必要になります。この意味からも、複数選任を原則にさせていただく必要があります。複数受任制度を設けても、利用されないと意味がありませんから、複数受任の場合も給付制を前提にお考えいただきたいと思います。

佐藤委員の意見書にもありますが、相談から先の代理援助等について、DV・ストーカーという援助形態を切り出す場合には、一定の要件であっても、その要件を確認しないと代理援助を利用できるかどうか分からなければ、利用について躊躇されたり、援助開始までに時間がかかるという支障が生じると思います。この援助類型ではシンプルに、相談から代理援助まで一貫して給付制とするのが適切だと思います。

未成年者の関係で、親権の剥奪・停止については緊急性があり、そこを対象にしないとワークしないと思いますが、その後の未成年後見の申立てまでで一つのセットだと考えておりまして、この点も対象に入れていただく必要があると思います。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、菊地委員、お願いします。

○菊地委員 まず一つ目の被害者の範囲なんですけれども、高齢者・障害者・児童虐待も対象にすべきではないかと、事象としては救援・支援すべき対象であることはわかるのですが、私はよくわからなかったのが、成人のDV・ストーカーの被害者と、例えば認知症高齢者・知的障害者・児童のように法律行為の主体となれない人たちと同じ枠組みで対応できるかということを見ると、DV・ストーカーの成人の被害の場合には今議論されてきたような対象でしょうし、さらに付加的な支援体制が必要になる方々と同じ枠組みで議論できるかというところで私は少し疑問があつて、もしそれが可能であれば、対象を広げていただくことは当然だと思うのですが、そこが気になりました。

それから、法律サービスの内容で、相談は無料というのはそのとおりだと思うんですけども、実は市役所へも、何度も何度も窓口とか福祉事務所に来る人がいて、クレーマーだけではなくて、親に甘えるように、特定のケースワーカーのような方に何度も相談に来る人はいるわけです。それで私がちょっと危惧するのは、3回とか5回の法律相談で終わるケースばかりかなと。何十回、何百回相談する方も中にはいるのではないかと。それは全部無料ですかということでは、気持ちはわかるんですけども、弁護士さんの立場になったら、何十回、何百回来られてもということが発生しないだろうかとというのが少し気になるところで、これは私は全くわかりませんが、弁護士さんの経験の中で、3回とか5回とか10回ぐらいでおおよそ片づくという問題なのか。どう考えても1回では無理だと思うんですが、そこは少し回数というものが気になりました。全部ただでいいのかということでは気になります。

それから、法律援助に入ったときに、資力要件が気になるところです。民事法律扶助のようなぎりぎり最低限のところではなく、上のほうに線を引く選択肢はあると思います。別の例で恐縮ですが、高校の無償化のときに、最初は全部だったのですが、政権が変わって、今は93

0万円だったでしょうか、それによって私は高校無償化の対象にならなくなったんです。でも、正直に言って、最初、うちの子供もただでいいのかと感じたんです。私も裕福ではないのですが、ぎりぎりぐらいのところなんです、しかしそれぐらいのところは償還の対象になっていいのではないかと。ただ、930万円なのか、910万円なのか、1,000万円なのかはわかりませんが、少なくとも収入か貯金が1,000万円程度ある方から上の方々には償還していただくということも選択肢としてあっているのではないかと考えております。

○伊藤座長 ありがとうございます。

では、細田委員、お願いします。

○細田委員 私も基本的には、いわゆる法律相談等あるいは緊急性のあるものについての代理援助等には無償で行う、給付制で行うという佐藤委員の御意見に賛成であります。

ところが、今ここでお話をしている中に、代理援助あるいは書類作成援助も全て無償でいいんだといった意見にとれる方もおられるわけです。そこをもう少しきちんと整理しめないと、いわゆる緊急性があるものと、その後ゆっくりできるもの、それも全て含んで無償にするのか、それとも緊急性のあるものだけを無償にしておいて、後のいろいろなものについては有償にし、償還制にするのか。そこは整理されめないと、何となく無償、無償と言っているけれども、ではどこまでが無償で、どこからが有償なのか、全て無償なのかというものも整理する必要はあるのではないかと気がいたします。

私は、前回にも言わせていただきましたけれども、いわゆる緊急性があるもの、とにかく今その状況から救うということについては無償にしましょうと。先ほど田邊先生が言われましたように、確かに児童・未成年の方の場合には、親権の剥奪、未成年後見の申立てまで、これは緊急性があるわけですから、当然そういうのは無償になっていいんでしょうけれども、あとの問題は、各民事法律扶助的なものであったとしても、先ほど菊地委員が言われたように、資力の要件をより緩和していくという形で対応できるのではないかと思いますので、そういうところをできれば整備していただきたいと思います。

○伊藤座長 わかりました。

どうぞ、田邊委員。

○田邊委員 私の意見も、DV・ストーカーという特別の援助類型として切り出すことが前提ですから、その枠に入るには、当然に一定の緊急性が要件になる、それ以外のものは民事扶助の対応になると考えております。

○伊藤座長 田島委員、お願いします。

○田島委員 皆さんの御意見に多くは賛成なんですけれども、自分の中でちょっとわからなくなってきているところがありまして、実は被害者の範囲のところなんですけれども、私としては、高齢者や子供にどんどん広げるべきではないのではないかと感じてきました。というのは、私は精神科医なんですけれども、普段の臨床のところ、私個人としては、精神医学のところではかなり精神医学で解決できない、あるいは解決すべきでないようなところまで取り込んでしまっただけで手が回らなくなって、本当に必要なところに手が届いていないといった現状があります。必要なことはわかるのですけれども、余りにもどんどん広げ過ぎるというのは本当に現実的なのかといったところを少し危惧しています。ただ、今回の法テラスそのものの存在意義といったものを考えると、法的過疎をなくすとか、経済的な理由で法的なサービスを受けられない方をなくすという視点から考えると、どうしても広げざるを得ないのかなといったところ

るもありまして、その辺のバランスをどうとるのがいいかと考えると、法テラスとして、全体像というか、どういったところを根本として持っていくのかということにもう一度立ち返る必要があるのかなということを感じました。

それから、これは、自分が法律的なことは全然わからないので教えてほしいということなんですけれども、DV・ストーカーといったものを含めて緊急な対応が必要な場合なんですけれども、前回説明のときに、弁護士さんからの内容証明などがかなり有効だというお話がたしかあったと思うんです。もしそれが本当であれば、ある程度最初に法律相談を受けた段階で内容証明まで弁護士さんがぼんと出すような、そういったものをセットにしてできるものなのか。もしそれをやった場合に、例えば相手からすると加害者になるのでしょうかけれども、ストーカーをしている人あるいはDVをしている人のほうからすると、いきなりそういう内容証明のようなものがぼんと来て、それがいわれのないものだったという場合も出てくるのではないかなと思うんです。そういった観点から見ても、最初に相談に来たときに、ぼんとその内容証明までセットにして出すことが許されるものなのかという、双方の、DVやストーカーを受けていると訴えている人からはいいかもしれませんが、DV・ストーカーをやっているという人から見たときにはどうなのかなとか、その辺がよくわからないんですけれども、もしできるとすれば、そういったことは有効なのではないかと思います。医療の世界でも、ある程度クリティカルパスのようなものが決まっていて、病院なり疾患なりで決めているということがあって、そこは非常に、いろいろ御批判はありますけれども、有効な状況で回っているのではないかなと思っています。もしそういった、ある決まった形でセットにできるのであれば、考えてもらってもいいのかなと思います。

以上です。

○伊藤座長 ただいまの田島委員の御質問の部分ですが、それはまさに法律相談を受けた、例えば弁護士の方が、助言はともかくとして、次にどういう行為をすることが必要か、そういう判断にかかわるものだと思いますが、濶上委員、何か御発言がございましたらお願いします。

○濶上委員 4月の検討会で横山弁護士の御報告がありました内容証明郵便による警告書の送付というところですが、当然、前提としては十分に相談者の方のお話を聞いております。これをもってDVだとかどうかということに関しても、よくお話をお聞きしますので、言葉の暴力の程度、身体的暴力の程度を全部聞いた上で、これはDVという判断をしたり、あるいはストーカーという、思い込みのストーカーというのがないわけでもありませんので、その辺の事実関係を確認した上でこういう内容証明は送付いたしますので、ある程度事実関係を確認した上での文書と御理解いただければと思います。

その場合にどういうことが起きるか。相手方は、自分はそういうことをしていないと思う方が、実はほとんどだったりするわけです。その場合には、弁護士に強烈な連絡が参ります。それは、弁護士が、「私が受任したので、もう本人と接触しないで、私と話し合いをしましょう」ということになっていくと思いますので、その段階から被害者の方を守ることができそうですので、一般的な手法だと理解しております。

○伊藤座長 阿部委員、お願いします。

○阿部委員 平川委員のお話をお聞きして、本当にとっても感銘を受けます。それで、弁護士の活動のことに非常に言及しているのですが、私は、非常に実効的な援助というのは、むしろ平川さんのやっというところがあるような団体とか、そういうところがメインになって、それで弁護

士と連携しながらやっていって、すごく素朴な質問で申しわけないんですが、その団体の活動資金というのはどういう形で生み出されているのか、補助金があるとか、そういうことが非常に疑問に思ったのですが、いかがなものなのでしょうか。

○伊藤座長 これは平川委員に対する御質問ですね。

○阿部委員 はい、そうです。

○伊藤座長 よろしければ。

○平川委員 よく聞いてくださったと、大変ありがたいと思い、お答えしたいのですが、でもいいお返事ではありません。助成金はほとんどいただいていないというのが全国レベルの現状です。ただ、東京都からは運営助成が出ていて、全国で唯一なんです、約400万円ぐらい年間に出ていて、これがスタッフの人件費といいますか、謝金といいますか、それに充てられています。これが私たちが18年間シェルターをやってきた一つの支えになっているということです。公的助成がない団体は、経済的に立ち行かない状態になり、徐々にやめざるを得ないような実態があります。いろいろ考えることはあるのですが、これまでにDV防止法の改正が3回なされ、被害者と支援者の両方にとっても、システムとして使い勝手がよくなっている現状があります。けれども、民間団体がそれぞれの地域で元気に支援活動をやっているということ自体が、弁護士さんとの連携に際しても、何か非常に有効な力になるのではないかと考えています。公的助成は必要不可欠です。

○伊藤座長 阿部委員、御願ひ致します。

○阿部委員 ありがとうございます。

本当に、私たち市民目線でいくと、弁護士さんに相談に行くというのも敷居が非常に高いんですね。ですから、市民団体とか支援団体が弁護士と連携して、懐深く相談に応じるといったところで啓発をしながら、それから精通弁護士を支援団体の方にも育てていただくということで、ともに研修をしながらやっていく。

それから、もう一つは、資力要件のところ、これは私の感想なんです、私ども消費生活センターで、確かにDVで引っ越してきて、やっと住んだアパートが見つかってしまって云々といった相談でよく入ったりするのですが、そのときに、これは私の偏見かもしれませんが、「非常にかわいそうな私」を演じていらっしやって、「全て私は守られて当たり前だ」というところが時々見受けられたりしまして、資力要件も全て撤廃したときに、お金を払うことで頑張れるという視点もあるのかななどと思いながらよく相談窓口に来られる方を見ているのですが、それがもし偏見だったり、私の独断だったりしたら申しわけないのですが、全てを撤廃するというのは問題だと思うので、その辺の資力要件のところはきちんと検討していく必要があると思います。

以上です。

○伊藤座長 わかりました。

どうぞ、洲上委員。

○洲上委員 先ほど、高齢障害者と未成年者を今回のDV・ストーカー被害防止のための新たな援助制度の中で取り入れることについてのお話がありました。高齢者・障害者については、別制度としての支援事業が立ち上がればある程度大丈夫かなとも思っているんですが、どうしても未成年者に関しましてはこのDV・ストーカー等被害に入れざるを得ないというところだけは御理解いただければと思っております。子供は、民事法律扶助が使えないんです。そして、

これは子供のために活動している全国の弁護士が大勢おりますけれども、民事法律扶助を使えないがための限界というのがございまして、しかも子供全般について民事法律扶助を使えるようにというお話ではなくて、あくまでもDV・ストーカー等被害に関しての対象で、給付制になることによって子供の虐待とかDV・ストーカー等が救済されると理解しておりますので、ぜひとも子供については入れていただきたいなと思っております。

○伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、田島委員。

○田島委員 先ほど精通弁護士について言うのを忘れたので、追加をさせていただきます。

皆さんの意見のとおり、司法修習のときからいろいろな研修を入れるとか、OJTを入れるとかは、本当に大賛成です。スタッフ弁護士が精通弁護士になっていってもらえるというのは非常にありがたいと思いますし、何人かの委員からも出ていましたけれども、スタッフ弁護士の特徴として、全国を転々と移動していくというところで、その行った地域で弁護士さんの中での人的拠点のようになっていただけると、非常にスムーズなのかなと思っています。

少し限定的な話になるのですが、報道等で御存じかもしれませんが、私がいる南高愛隣会はこのたび、障害者虐待防止法における性的虐待を行った職員がいて、今その対応に追われている状況なんです。その中でいろいろな弁護士さんとやりとりをする中で、法テラスのスタッフ弁護士の方あるいは南高愛隣会に今研修で来ている弁護士の方に非常にお世話になったのですが、その中で少し心配なことがあるので、ちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

今、法テラスの弁護士さんには非常に若い弁護士さんが多いのです。私たちは経験を持った弁護士さんたちが全国に移動していったって人的拠点になっていただけるということを非常に望んでいるのですが、若い弁護士さんたちが今その役割を本当に担えるのかなというところは、ちょっと危惧するところがあります。というのは、その弁護士さんたちがいい、悪い、優秀でなくて、一つの技術職として、経験が絶対的に足りていないなというところは今回非常に感じました。私も医者なので、いろいろな科によって一人前と言われるのは年数が大分違いますけれども、10年以内の医者で10年以上経験がある医者というのは、かなり厚みが違うというところがあると思います。今回、非常にいろいろなところと連携をとったり、いろいろなところとやりとりをしていくというところで、単純に経験がないがゆえにうまくいっていないのではないかなというところが結構ありまして、多分、それはどの専門職にも当たると思うんです。

そういったことを考えると、今スタッフ弁護士には非常に期待しているのですが、その経験がないというところをどのように補っていくのか。今スタッフ弁護士の方はかなりお若い先生たちが多いということもお聞きしていますし、ずっと法テラスに残ってやるという方ばかりではないと聞いていますので、その辺、どうやってベテランのスタッフ弁護士を育てていくのか。それがそのまま精通弁護士というところに育っていったことを教育制度の中に入れていただかないと、一方で一般のジュディケア弁護士、契約をされる弁護士さんたちと一緒にいろいろやっていくときに、どうしても経験というところでなかなか追いつかない部分というのが出てくるのではないかなと考えています。

以上です。

○伊藤座長 わかりました。

いかがでしょうか。阿部委員、お願いします。

○阿部委員 もちろん経験も非常に大事だと思いますけれども、職種は違いますけれども、経験というよりも、私はセンスだと思っておりますので、本当にそういう意味では、このDV・ストーカーに関して、本当に心のない——心のないと言ったら非常に申しわけないですけども、本当にそういう意味では、育つことも育てることもなかなか、おこがましいですけども、難しい問題だなと思って見ております。だから、どうも本当に弁護士さんの心意気というか、もうセンスだと思っておりますので、それに非常に期待しております。

○伊藤座長 どうぞ、和田委員。

○和田委員 先ほど、精通弁護士について発言させていただいたのですが、田島先生の御発言も含めて、前回でしたか、法テラスのスタッフ弁護士の位置づけについて議論したときにも同じことを述べさせていただいたのですが、関係するので、再度発言させていただきます。田島先生の御指摘はごもっともで、スタッフ弁護士の方は、現状、非常に若い方が多く、かつ任期制で、3年ごとに更新で、しかも更新率が半分ということは、ほとんどの方が3年ないし6年でやめていくようです。もちろん、その後のキャリアとして、ジュディケア弁護士になるとか、各地で活躍されるということも当然あるのですが、スタッフ弁護士という法律専門家としてキャリアを重ねていくという選択肢もあっていいのではないかなと思います。もちろん、まだ法テラスはできたばかりですので、そこまでいっている方がまだ少ないというのは当然なんですけれども、少し長い目で見て、スタッフ弁護士としての特別な素養といいますか、それをきちんと重ねていく人がどんどん増えていくということも大切かと思っておりますので、もちろん任期制で、かつ転勤も含めて、皆さんが全国で動くということのメリットもあるのですが、かつ、それとあわせて、できるだけ息が長くスタッフ弁護士として活躍していくというキャリアもあり得るのだということが、スタッフ弁護士になられる方のビジョンの中に入ってくるような仕組みというのを考えていただけたらなと思っております。これは論点として、前回のスタッフ弁護士の位置づけということとも絡むのかもしれませんが、その点について、本件とも関わりが深いと思っておりますので、あえて重ねて発言させていただきました。

○伊藤座長 わかりました。

細田委員、お願いします。

○細田委員 今、阿部委員から、多分弁護士さんにとってはものすごく厳しい御発言があったと思います。確かにセンスの問題がありますでしょうし、実務経験の問題がありますでしょうし、そういう人がきちんとした精通弁護士になれるのは間違いないんです。ところが、それを自助努力で、今、田邊先生も渕上先生も一生懸命日弁連でそういう研修会をやったり、いろいろなことをやっていただいているはずですし、そのように言っておられます。ところが、そこに来られる弁護士さんというのは、自分がそれに行くという興味を持っているとか、そういう形の方が来られるのであって、各単位会から何人ずつ必ず来て、これに精通しなさいということをやられているのではないんだろうと思うんです。結局は、先ほど阿部委員が言われるように、個々の弁護士さんのセンスで、自分はこれに興味があるからこれをやりたいという人が研修されて、その人たちは精通する。ところが、ではそれで全国満遍なく精通弁護士が各地にいるのかというと、それでは多分確保できないのだろうと思います。そうしますと、一定の位置づけとして、法テラスにそういうものをきちんとしなさいという位置づけをし、その中にいるスタッフ弁護士あるいはジュディケア弁護士がそこにかかわっていくと、当初はどうしても、精通弁護士とは何かはわかりませんが、その観点を持った人が徐々に増えていくことが

最終的に精通弁護士を実際につくっていく。それがOJTだろうと思うんです。そうしますと、確かにこれは緊急性を持っていて、早く精通弁護士を各地に置かなければだめだということはわかりますけれども、それを無理やり置こうとしても難しいわけです。多分、例えば10年、各地の法テラスにそういう位置づけをすれば、各地に精通弁護士はできると思いますけれども、一つはそういう長い目で見ながらやることと、緊急性の観点からどのようにするかという、その2つの点から、精通弁護士をどうするかという検討が必要なのではないかと思っております。

○伊藤座長 そういたしますと……。どうぞ、田邊委員。

○田邊委員 高齢者・障害者や、子供の問題について、弁護士会には、高齢者・障害者の委員会や子供の委員会がございまして、その委員を中心に手弁当であっても権利救済に取り組んでいます。その活動の経験を活かして研修をし、精通弁護士を育てる取り組みも行っていることを御認識いただきたいと思います。その研修が、まだ足りていないという御指摘はその通りかもしれませんが、法テラスだけで養成するのではなく、ジュディケアの弁護士を弁護士会が責任を持って養成していくことが重要だと思います。

○伊藤座長 わかりました。

そういたしますと、DV・ストーカー等被害者に対する法的援助につきましては、その対象の拡充について、一つは、被害者が多くの場合に犯罪被害者であるという特質、また特に子供、未成年者、場合によっては高齢者・障害者であるという被害者の主体に着目いたしましても、早期の段階での支援の必要があるといったことについては、大体の認識の一致があるかと思えます。早期という視点から見まして、特に法律相談に関しては、経済的負担が発生しない形での支援体制の整備が必要で、他方、ただ基本的視点はそうであっても、実際の運用や制度設計については、御指摘があったように、それなりに慎重な検討を必要があると承りました。

また、代理援助や書類作成援助についても、生命・身体を守る援助そのものについては、特に未成年者などを念頭に置けば、経済的負担が生じない形での援助が望ましいこと、この点もそれほど御意見の違いないように思います。ただ、さらにそこから親権の問題などに発展したときに、緊急性のあるもの、必ずしもそう断定できないものなどに分けて、そのあたりは資力要件の撤廃あるいは緩和などを検討していく必要があるのではないかと、皆様方の御意見を承っておりますと、そのような印象を受けた次第であります。

また、支援する主体の側につきましても、他の機関との連携・共同とか、あるいは主体そのものについて言えば、ただいま直前に御意見の交換がありました、いわゆる精通弁護士をどういう形で養成していくのか、これに関してもさまざまな形での御意見をいただいたところであります。

そういう形で、多方面から充実した意見交換をしていただきましたので、さらにただいまの点についての御発言があれば承りますけれども、もしよろしければ、今後の検討会としての意見を取りまとめるに際しまして、もう一度御意見の交換をお願いしたいと存じます。

そこで、もう一つの議題で、先ほど精通弁護士のお話が出てまいりましたが、それに関連する問題として、一つは、スタッフ弁護士の位置づけ、あり方等のことがございます。それに限りませんが、そのあたりについても御意見を承りたいと存じますが、淵上委員から意見書を提出いただいておりますので、御説明をお願いできますか。

○淵上委員 5月22日に欠席いたしましたので、今回、意見書をまとめさせていただきました。内容はお読みいただければよろしいかと思うのですが、ポイントだけ申し上げさせていた

できます。

総合法律支援法におけるスタッフ弁護士の位置づけについては、基本的には、契約している弁護士の一形態と私どもは理解しております。その場合に、契約弁護士というものにつきましては、いわゆる法律事務、民事法律扶助、国選弁護については、独立してその職務を行うということにもなっておりますし、支援センターがこれらの業務を行うというものではありません。その点を御理解いただければと思います。これは、ジュディケア弁護士でも、スタッフ弁護士でも同様でございます。

そもそも総合法律支援法における常勤職員という側面のスタッフ弁護士の位置づけにつきましては、法律をつくるときにも特段の規定は、27条と28条の規定、秘密保持義務と刑法等の規定に関してのみの公務に従事するというみなし規定のみでございまして、本来、職員としては、労働法に基づく雇用契約の対象と、そもそもの制度設計時にはされていたということも補足させていただきます。

また、今回、22日に欠席した理由が、カナダ・オンタリオ州のリーガルエイドの研究に参りまして、そこでオンタリオ州のリーガルエイドを実施しておりますL A Oという団体を訪れました。L A Oは、スタッフ弁護士の意義を高く評価されておられます。その場合でも、法律にその役割とかというものを明文化すべきではないという意見を持っておられました。L A Oは、リーガルエイドの実施は、最も効率的・効果的な手法をそれぞれ選択していくべきである。その場合には、時にはジュディケア弁護士であり、時にはスタッフ弁護士の利用であり、そして時には本人訴訟のサポートや情報提供にとどまるという手法を選択することが重要であり、スタッフ弁護士の役割を法律で固定化すべきではないという意見を持っておられました。そのような意見は傾聴に値するのではないかと考えております。

前回議論していただいた中で、さまざまにスタッフ弁護士が困難を受けているというお話もあったかと思います。ただ、このスタッフ弁護士のことを法律に明文化するということは、権利義務規定を置くという趣旨ということのように承っておりますので、この場合に、今まで私どもは、スタッフ弁護士とジュディケア弁護士は、法律事務についての業務・活動については質は異ならないと言ってまいりました。これが違うものになりかねないという懸念をここで表明させていただきます。

もちろん、さまざまに受けているスタッフ弁護士の困難を解消する施策ということに私どもも取り組んでいかなければいけないと考えております。特に司法ソーシャルワークというところが最初に取り上げられ、これを広げていくということについては一致した方向でございますが、これはまず、高齢者・障害者支援事業という新しい法制度ができた上で、格段にスタッフ弁護士も活動しやすくなると思っております。その上で、もう少し長い目を見たほうがよいのではないかといったところを書かせていただきました。

以上です。

○伊藤座長 ただいまのスタッフ弁護士の法的位置づけと役割に関して、渕上委員からの御意見、それについてのさらに補足的説明がございましたが、何か他の委員の方で関連して御発言はございますか。どうぞ、細田委員。

○細田委員 私も別に、渕上先生が言われるのはそのとおりだと思います。だから、スタッフ弁護士とジュディケア弁護士、そこに何の違いもない、弁護士としては同一だと思っておりますので、わざわざ、スタッフ弁護士にはこれを義務づけるとか、そういう弁護士を義務づけると

いう規定はつくる必要はない。ただ、日本司法支援センターの業務の中に高齢者・障害者の業務を行う、あるいは今のDV犯罪被害者の支援を行うという業務を位置づけることによって、その法テラスの事務所がそれをきちんとやっていく必要がある。その結果、仮にジュディケア弁護士がおられなければ、スタッフ弁護士がやらざるを得ないわけです。そういうシステムに持っていけば、きちんと対応できるのではないですかという発言をさせていただいているつもりなんです。ですから、基本的にスタッフ弁護士にいろいろな義務づけをするのではなくて、要するに法テラスの地方事務所、支援センターにきちんとした業務として、それを加えましょうというお話をさせていただいているということだけ、意見を述べさせていただきます。

○伊藤座長 わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、平川委員。

○平川委員 今のことは、私は知らないからお尋ねしたいんですが、法律への明文化をすべきではないということの御意見と、それからカナダでの研修で意見交換をしていらっしゃったというお話なんですが、これは逆に、明記している国とか、そういうところはあるのでしょうか。

○伊藤座長 それにつきましては、では事務局で多少情報があるようでございますので。

○松井参事官 各国の制度については、今、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどで調査をしているところです。現時点では、調査の回答は未了でございますけれども、私が認識している限りでは、例えばアメリカの一部の州などでは、公設弁護人が選挙で選ばれる公務員として位置づけられている州などがありまして、そういう州においては恐らく法律化されているのではないかと推測しているところでございます。もとより完全に民間の組織の中で従業員として弁護士が雇用されているような地域においては、特段の法律は必要ないといった法制度がとられているところもあるやに推測はしているところでございますが、現時点では調査はその程度までしか進んでいない状況でございます。

○伊藤座長 平川委員、よろしいですか。

○平川委員 はい。

○伊藤座長 他に御発言はございますか。どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 私どもから見ると、本当にわからないところがたくさんありまして、ただ、弁護士同士で、それから弁護士会としてのコメントとしてはどういう御見解なのかなというのがちょっと、つまり、スタッフ弁護士のこの法制化に向けて弁護士会などではどういう御意見があるのかなどというのを、この間の内田先生のお話の中ではちょっと私はよく理解ができなかったのですけれども、何かおわかりになる方がどなたかいらっしゃればと思うんですが。

○伊藤座長 先ほど渇上委員の御意見は承りましたが、ただいまの阿部委員の御質問は、それはそれで御理解いただいた上ですね。

○阿部委員 なぜかという、非常に単純な質問なんですが、言葉は非常に幼稚で申しわけありません、スタッフ弁護士のいじめ云々の問題がこの間御発表の中でなされましたね。だから、そういうことがもっと拡大していくのか。あのときの発表の中で、こういう問題があるのだということを非常に私は初めて認識いたしまして、言葉の中で、そのときに「弁護士も人間なんですね」というコメントをさせていただいたのですが、そういう弁護士同士のあつれきを生むといったことが大いにあるのであれば、もっと長期に検討する必要があるのかなと、ちょっとそんな感想を持ちました、渇上委員の意見書を今御発表いただいて。ですから、何かそういうあつれきを生むような状況になるのであれば、もっと検討が必要なのかなと思いました。

以上です。

○伊藤座長 なるほど。いかがいたしましょうか。渚上委員の御意見も、法的地位を明らかにすることがかえって桎梏になるといった趣旨で、ただ、スタッフ弁護士については、一部に指摘されているような問題がもしあるのであれば、それは決して望ましいものではないという認識も踏まえていらっしゃるように私は受けとめました、いかがでしょうか。何か補充して御発言があれば。

○渚上委員 後半は省略させていただきましたけれども、私どもは、スタッフ弁護士もジュデイクア弁護士も弁護士として同質であるという前提で、全国各地でその理解を求めていかなければ、さまざまなスタッフ弁護士の困難は解消できないという認識もございます。そのためには、後半に書きましたように、スタッフ弁護士の活動はその地域その地域でこのような形の有用な活動になっているということを、弁護士会、そしてそこに所属する弁護士にもっともっと知っていただき認識していただくという活動を今後も一生懸命やっていかなければいけないと思っております。この活動が先であって、法律に書けばこれがそのまま解消するという話ではないので、私としては、ちょっと長いスパンで見えていただきたいと思っている次第です。

○伊藤座長 よろしゅうございますか。

○阿部委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 では、和田委員、お願いします。

○和田委員 前回スタッフ弁護士の位置づけについて議論したときに発言させていただいたことと重なってきてしまうのではありますが、スタッフ弁護士について法律上の位置づけをするという論点について、渚上先生が心配しておられるように、法律に書き込むことによってその役割が固定化してしまっていて、非常に限定的になって、柔軟な活躍ができないようなものになってはいけないとは思えます。ただ、前回の議論を踏まえると、法律上の位置づけとして求められているのは、役割の定義というよりは、全国的にきちんと配置していくことが総合法律支援のもともとの法の趣旨からすると必要であるにもかかわらず、一部弁護士会との関係等もあり、十分に配置できていない地域も実際にあるといった御説明があったと私は理解しているのですけれども、そういうことを考えると、総合法律支援法の中で一定程度、法テラスにおいて常勤職員として働くスタッフ弁護士をこのように配置しなければいけないといった趣旨の規定を入れることによって、スムーズに配置され、かつ支援が行き届かない地域がないようになるということは、法律のもともとの趣旨からすると、ふさわしいことではないかと思っておりますので、固定的になって十分に効果的に活躍できないようになるということがないような位置づけの仕方を考えるべきではないかと考えております。

○伊藤座長 わかりました。

他に御意見はございますでしょうか。どうぞ、田島委員。

○田島委員 すみません、私もよくわからないので、ちょっととんちんかんかもしれませんが、先ほど細田委員から、スタッフ弁護士へのいろいろなものを位置づけるのではなくて、法テラスの業務として位置づけるというお話があったと思うのですけれども、そこはすごくよくわかるなという思いがしました。私たちも、障害分野にかかわる者としては、高齢者は別としても、障害者のところには余り興味がないという、私たちは興味があるので、みんな興味があると思っていますのですけれども、実は国民の中では、障害者というところに興味ある人というのは2割ぐらいしかいないのではないかとされていて、その中で多分弁護士さんたちも、

多くの方がみんな興味があるというわけではないと思うんです。そこをどのように広げていくかということを弁護士会のほうでもやっていただいていると思うんですが、私たち医者もそうなんですけれども、自分の専門というのがあって、まずそこをしっかりとやって、それプラスアルファでいろいろなところへ広げていくといった基本的なスタンスがあるので、弁護士さん自身に、何かこのようなことをしなくてはいけないというのを規定するというのはなかなか難しいのではないかな。それよりも、何か組織のところに規定をして、その組織に所属するのであれば、最低こことこことここは押さえてくださいというようなたてつけのほうがしっくりくるかなと感じました。

○伊藤座長 わかりました。

ただいまスタッフ弁護士の位置づけや役割に関しては御意見をいただきましたが、他にテーマ全体につきまして御発言があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

○和田委員 以前、法テラスの受託業務について議論させていただいたことがあると思うのですが、そこでの議論につけ加える形で少し発言をさせていただきます。その際にも申し上げたのですが、総合法律支援法の趣旨からすると、時代のニーズに合った法律支援のサービス業務を提供できることが必要なのではないかと思っております。そして今回、法テラスの本来業務としてどういうことを拡大していくかという議論を今皆さんとしているのですが、それに加えて受託業務についても一定程度社会のニーズに応える形で考えていく必要があるのではないかと考えております。

第3回の際に、総合法律支援法で受託業務についてどういう条件が課されているかという御説明をいただきまして、その中で非常に厳格に、本来業務の遂行に支障のない範囲で、業務方法書で定めるところにより、国・地方公共団体等の委託を受けて、被害者等の援助その他に関して、委託に係る法律事務を契約弁護士に取り扱わせること及びそれに附随する業務と書かれているという御説明をいただいて、非常に厳格で、この縛りの中ですと、もともとの総合法律支援の趣旨からいくと、やってもいい、やるべき業務、受託すべき業務であっても、この縛りのために受けられないことがあるのではないかなと考えております。例えば、今回も議論しておりますDV・ストーカー被害のこととか、高齢者・障害者の関係でも、いずれも自治体とか、さまざまな関係機関、NGO、NPOとの連携をしていく中で、恐らくそういう地方公共団体等から、こういう業務について法テラスに業務を委託して、法律的な支援もしていただきたいといったニーズもあるのではないかなと思うんです。

その際に、例えば業務方法書で定めるところということになってしまうと、業務方法書というのは非常に重たい手続だと理解しておりまして、一つ一つ業務方法書がないとできないということになると、もっと柔軟に対応すべきところができなくなってしまうので、このような縛りは必要ないのではないかなということも考えております。また例えば、委託をする団体については国や地方公共団体とか非営利の法人と限定されておりますし、法律事務でなければいけないとされている点も、法律事務という枠を外しても、法テラスとして支援するにふさわしい業務であれば、行うことも考えていいのではないかと考えております。特に地方公共団体とか非営利団体からの受託というのは、恐らく非常に小規模になるものだと思いますし、一定程度、業務方法書あるいは法律事務でなければならぬといった要件を外せるような仕組みを考えていただく必要があるかなと思っております。

○伊藤座長 わかりました。法テラスの本来の目的にふさわしいものであれば、合理的な範囲でそれを引き受けできるような形で、受託業務の要件について検討することが望ましいという御意見と理解いたしました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、田邊委員。

○田邊委員 具体例として挙げられた地方自治体から委託を受ける場合は、金額的にも一定規模以下である事業について、業務方法書の改定という厳重な手続までは不要だと思います。

しかし、この受託業務についての4点の縛りは、総合法律支援法遂行のために、一定の合理性があつて規定されたものでしょうから法律事務や契約弁護士等が行うという要件を外してしまうと、総合法律支援にふさわしい周辺業務という枠をはめても、そこには、価値評価が入ってこざるを得ない。一旦これらの要件を外してしまうと、法テラスが取り組む対象が、どんどん増えていってしまう要件がないということが、ひとり歩きしてしまう懸念があると考えています。

具体例として上がっている当番弁護士の関係は、その先に当番弁護士活動があつて、そこで期待されているのは、事務局的な機能、コーディネート機能だと思いますが、その範囲であれば、附帯する業務の解釈でカバーできる可能性がないのか検討すべきでしょうし、その点を明確に峻別できる縛りをかけられないのであれば、受託の要件から法律事務等を外すことは、慎重に考える必要があると思います。

○伊藤座長 わかりました。受託業務について、それを判断するに際しての手続的な簡素化ということはあるかもしれないけれども、実体的な要件であります法律事務に関しては、慎重な検討が必要だという御意見と承りました。

他に御発言はございますでしょうか。どうぞ、細田委員。

○細田委員 私も田邊委員の御発言に賛成なんですが、そうは言いながら、余りにも法律事務というものにとらわれ過ぎてしまうと、限定、限定、限定で、このくらいならやってもいいのではないか。今の当番弁護士だって、むしろ当番弁護士のほうで、法テラスで受けているほうが、次のいろいろなものへの振り分けも簡単にいくはずなので、それも法律事務ではないからだめ。不在者財産管理人のものは、ああいう震災のときのものですから、東日本大震災のときの不在者財産管理人の候補者名簿も、弁護士会へ行くのか、裁判所へ行くのか、どこへ行くのかわからないのが、法テラスできちんと整備しておき、法テラスへ行けばいいのだというようにすべきだと思います。確かに純然たる法律事務ではないのですが、法律事務に準ずるようなものというのは認めてもいいのではないかとことです。それはなぜかといいますと、一番簡単なのは、私どもがよく行う登記相談です。これは、仮に法テラスで法律事務ではないという中に入ってしまうと、司法書士が登記相談を受託でやりたいといったときに、これは法律事務なのかどうかということで問題となります。これがもしも法律相談ですよと言われると、司法書士だけの法律相談の範囲は、140万円以内となり、それ以上は、応じられないことになりだめですよという話になりますし、準ずるという話になると、それは多分認められる可能性がある。そういうこともあるので、余りにも法律事務というものを限定的に解釈してしまうと難しいのではないかと気がいたしますので、その点はもう少し柔軟に対応してもいいのではないかと思います。

○伊藤座長 わかりました。

どうぞ、菊地委員。

○菊地委員 私は、今回のこの検討会を通じて、司法の問題と医療の問題が非常に似ているということを感じてきたわけです。行政の立場ですと、いずれも弁護士の過疎であり、医師の過疎であり、ただ一つ大きな違いは、弁護士会の場合には、我々行政との意見交換会とか協定の枠組みというものはないということです。伊豆市というのは、昔、田方郡という郡の中にあって、今は伊豆市、伊豆の国市、函南町で、昔の田方郡になっているのですが、田方医師会とは連携しながら病院をつくったり、あるいは田方医師会の中の伊豆支部の皆さんと年に1回意見交換会をしながら地域医療を維持している。しかし、弁護士さんとはそういった枠組みはないわけです。そうすると、行政の立場でいくと、今、法テラスから、うちが全国で初めてだったと思いますけれども、スタッフ弁護士の研修生を派遣していただき、今初めて司法の専門家と行政との枠組みができつつある。そういったことを考えますと、今まで機能がないところで、その機能を行政に対してアプローチしようとしているのは法テラスしか見えないんです、現状では。そのところをどう整理していくかというところは、市長という立場では大変に気になるところであって、現状においては、少し法テラスのウイングを広げていただくことも、私どもとしてはありがたく感じております。

○伊藤座長 わかりました。

それでは、どうぞ。

○洲上委員 最初の検討会あたりで菊地委員から、在外邦人の支援のお話も出ていたかと思います。それで、ちょっと違う見地からのお話になりますが、同様の扶助調査の関係で、昨年韓国に行つてまいりました。韓国の法律扶助は、一応外国人も対象としておられました。日本の場合は在留資格によって区別されているのですが、大法院で在留資格がない外国人に対してもリーガルエイドを適用されておられますかとお聞きしましたところ、適用しているという回答がありました。その理由は何ですかといいますと、アクセス・トゥ・ジャスティスであるというお答えが出てまいりました。そういう意味では、日本の場合は、在留資格で民事法律扶助の適用に関しては区別されています。さまざまな政策的な見地があるかとは思いますが、在留資格のない外国人の問題、特に難民等の問題に関しましても、本来は総合法律支援法が適用されるべきものではないかと思っております。日弁連の外国人に関する委員会のほうでも同様の意見を持っているようでございますので、またその意見の発表は、別の機会があるかもしれませんが、させていただこうと思っております。

以上です。

○伊藤座長

全体に関する事で、どの点でも結構ですから、菊地委員、お願いします。

○菊地委員 外国との関係で、私は立ち上がりの時点においては、法テラスに一定の役割を担っていただいてもよいのではないかと考えているんです。ではどこまでかということなんですけれども、現象的に言えば、全世界ではないだろうなと思うんです。アフリカとか中南米で日本の企業が活動するからという法的支援の体制を国がつくるかというのは、さすがに私も直感的に少し違和感を感じるのですが、明らかに東アジアというのは一つのマーケットになりつつあるんですね。先回も申し上げましたけれども、うちの修善寺にあるような数名のICTのベンチャーがベトナムとミャンマーに同時にランチを出そうかというのは、かつては考えられなかったですね、30年前には。それは、日本のマーケットが小さいから外に行つて仕事をするのではなくて、東アジアというものが一つのマーケットになりつつある。ですから、今、洲

上先生がおっしゃったように、日本人を支援するだけではなくて、日本にやってくる同様の小規模の、例えばASEANとか台湾とか韓国とかの小規模の日本に投資しようとする企業の支援もひょっとしたら含まれるのかもしれませんが。そのようなときに、商社とか大手プラント会社とかは当然こういうそれぞれの国際弁護士をお持ちでしょうけれども、そうでない小規模の、あるいは小規模の事業がスタートする時点において法的な支援を受けられる体制を国として立ち上げていくというのは、私は必要なだろうと今感じております。そのときに、いわゆるビジネスとして、弁護士の皆さんが、これはビジネスになるから弁護士活動としてやろうかという、そこまではまだ成熟していないのではないかと思うんです。そうすると、東アジアが一つのマーケットになって、そこに将来性のある中小企業がスタートしようとするときの法的な支援をまずは法テラスのほうで考えていただき、立ち上げていただき、10年後、20年後にはビジネスとして通常の弁護士の皆さんのほうにシフトしていくということが、私の現時点での見方でございます。

○伊藤座長 有り難うございました。

いかがでしょうか。もしほかに特段の御意見がなければ、本日の検討会はこの程度にさせていただきます。

そこで、私から、今後の進め方について、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

本日の検討をもちましておおむね検討すべき論点について一通りの意見交換ができたように思います。本日も、DV・ストーカー被害者に対する支援、そしてもう一つ、いわば全体にかかわるものとして、さまざまな受託業務も含めまして、そのあり方に関する多様な御意見を頂戴いたしました。そこで、これまでの検討結果の取りまとめに入りたいと思います。

もちろん、本日取り上げた問題でもさまざまなお考えがございまして、全ての論点についての御意見が一致するということではないとは思いますが、このあたりまでは委員全員の共通認識になっているという点をまず取りまとめて、それがどのような経緯を経て形成されたのか、さらに共通認識をいわば一步踏み出して、それぞれの委員の方々がどのような御意見をこの場でこれまで発表されたのか、それを今の共通認識に付随した経緯ということで記載いたしまして、私から座長としての私案を提示できればと存じます。この私案を次回6月6日の検討会で提示できればと考えて、もしその点で御了解いただければ、6月6日は、その私案についての意見交換に充てたいと存じます。そこで、さらに皆様方の御意見を伺って、それに沿った取りまとめをより正確なものにしたいと考えておりますが、そのような方向で次回の会合を持つということに関してはいかがでしょうか。御了解いただけますか。

(各委員了承)

ありがとうございます。

それでは、そのような方向で進めることにいたしますので、事務局から今後の日程等についての説明をお願いいたします。

○松井参事官 次回第7回の検討会は、お忙しい中大変恐縮でございますが、3日後でございます。6月6日金曜日の15時から18時の予定で、東京高等検察庁17階の第2会議室開催したいと思います。

御協議いただく事項といたしましては、先ほど伊藤座長から御説明がありましており、今検討会についての伊藤座長私案の取りまとめ案につきましての意見交換をしたいと存じます。

議事録の作成についてですが、事務局において原案を作成した後、委員の皆様にご内容を御確

認いただきまして、最後に委員長に全体を御確認いただいてから公表するという形になりますので、御了承願います。

以上でございます。

○伊藤座長 以上をもちまして第6回の有識者検討会を終了いたします。本日はいつに変わらずありがとうございました。

○菊地委員 座長、最後に一言だけよろしいでしょうか。

○伊藤座長 どうぞ。

○菊地委員 すみません、終わってからということで。というのは、私は、議会が始まりまして、きょうが多分最後になると思います。それで、法テラスについて最後に一言だけお礼を申し上げたいのです。2年前から研修生、スタッフ弁護士を置いていただきまして、最初はうちの職員はうじうじしていたのですが、そのうちだんだん遠慮なくいろいろ相談に行くようになって、弁護士さんに、「私たちは民法のプロだけれども、行政法のプロはあなたたちですよ」と言われたんですね。これは非常に心強い御指摘でございました。そういった刺激を与えていただいた法テラスに心の底から感謝申し上げます。これまでどうもありがとうございました。

○伊藤座長 菊地委員には、毎回大変有意義な御意見を頂戴いたしまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

—了—